

# 教育者としての保姆 (二)

— 文部時報第七百三十七號より轉載 —

東京女子高等師範學校教授

倉 橋 惣 三

## 三、幼稚園保姆と保育所保姆

以上は大體幼稚園保姆を目前に置いて論じた。しかし、世に行はれる保姆といふ名稱は、幼稚園保姆に限らない。法令上の言葉としてはないが、幼児保育事業に従事するものとして、常設保育所保姆は素より、季節的臨時従事者である農繁期託兒所保姆にまで及ぶ。すなはち、教育者としての保姆といふ問題は、そこまで擴げて見渡して置く必要がある。殊に前に言つた、幼児保育の必要を論じ、保姆の任務を説いたりする立場にありながら、保姆の教育者たることを、殆んど見落してゐる人々があつたりするといふのは、これ等所謂社會施設中の保姆に對してあるからである。

教育施設たる幼稚園保姆でさへ然りすれば、社會施設たる保育所保姆に對してさうなのは、當然といへば當然である。しかも、社會施設に教育施設との別は、それが兒童

に關するものである場合特に、果して、これ程の差異のあるものであらうか。或は、その施設の必要の發動状態に於ては異なるものがあらう。一つはその子ぎもの置かれてある現在の生活そのものを氣にかけ、一つは、その將來を氣にかけてゐるかも知れない。一つは扶けんとし、福祉を増進せしめんとし、一つは導かんとし、教養を向上せしめんとしてゐるかも知れない。それは、對象の状態に、それに對する人の心情の動き方の違ひによるであらう。しかも、これは發動状態の如何であつて、その對象に對する意圖の全體に於ては、必ずしも相離れた二つのことではない。況んや、一方であれば他方でないといつたものでは決してない。將來を考へるからして、今を見ずには決してない。今を見ずからして、將來を考へずにはゐられようか。扶けるに導くに於ても、何も別々に離れたことではない。殊に、現時の社會施設は、その通念に於て、昔日の社會施設と同じで

ない、昔日のが、所謂救済事業として對特殊社會層に限られてゐたのに對して、今日のは、一般社會的施設として展開せられてゐる。特殊社會層を對象とするこゝは、その客觀性の他に、その對象を特殊的に見るこゝは主觀性を含むこゝを免れない。たゞへば、貧困者をこゝに、貧困者としてこゝに着目の仕方が強いのである。つまり、對象の特殊化である。對象の特殊化による必要の發動である。これに對し、現時では、從來の特殊化を社會にひろげるこゝによつて普遍化し、又、特殊社會層に對しても、その特殊性に狭く囚はれるこゝなき一般性の見方を與へる。そこで、社會施設が、救済事業でも、況んや慈善事業でもなくなり、社會的普遍のものになつて來てゐる、今日の國家社會施設に於て特にさうである。

こゝで、こんな論議は茲ではいらぬ談義のやうでもあるが、筆者の言はんとするのは、若し社會施設がその特殊性に止まるものならば、その意圖も亦眼前の生活への急迫に止まるものであらうが、さうでない時、社會施設を教育施設とは、意圖の究極性に於て、何等、別であらねばならぬものではないこゝは點である。たゞへば、幼兒社會施設として最も急迫性を多分にもつ農繁期託兒所に就いて見る。その名が既に實感を示してゐる通り、家庭の繁忙による幼兒生活の缺陷への、取り急いでの救援が主である。或は又、

幼兒そのものゝ爲こゝよりも、親への足手まじひの取り除きが主ださへ、極く現實的には言はれたりする位である。實際、子どもを託する親達の心持ちから言つても、受託する施設の方の活動から言つても、それが目の前の事實である。しかし、その目の前の實狀を見物するばかりでなく、一寸でも心を深めて考へてみよう。その親達わが子をそこへ託しに來る心の中に、わが子の教育がないであらうか、或はそれは極めてかすかなるのであるかも知れないにしても、受託する保母の方の心が、たゞ預り、たゞ守りし、たゞ返すだけに止まるものであらうか。あり得ようか。苟も子どもを對象とする限り、教育でない社會施設といふものを、私達は考へられない。思つて見るこゝも出来ないのである。開設期數週に止まる季節施設に於てさへさうである。常時施設にあつて、國の子どもを、その大切な就學前期に於て繼續的に、企劃的に世話をしてゐるこゝが、教育施設でなくて何んであらう。

たゞ所謂保育所に於ては、私の前に試みた生活の分類によれば、幼兒の日常生活に即觸してゆく仕事が多く、同じ幼兒の生活でも、主として生活々動を盛り上げながら、それを誘導指導してゆくこゝに専らなり得るこゝの多い幼稚園の場合よりも、一層教育的に見える暇が少ない観はある。そのため、教育でない保育だといつた見られ方も

するのであらうが、保育の裡に含む教育的意圖、意圖ばかりに止まらざる立派な教育性に就いては、何等の差はない。寧ろわれらは、教育者としての母といふ世にも奥行き深い意味と同じ意味を、保育所の保姆にびつたり見出すのである。

幼稚園の保姆が教育者であることを知つて、保育所の保姆が教育者であることを思はない理があらうか。一方が教育者で、他方は社會事業者であるといふ對立は、今日何んの意味もない。或は、一方が心の教育者であつて、他方は保健養護にのみ任ずる者だといふ區別も、實際に於て何んの根據もない。保健養護を主意圖とする社會保健婦でも、家庭の子、村の子に對する生活的接觸に於て、細緻な教育活動をしてゐるものも、われ／＼は考へてゐる位である。況して、幼児のために母の協力となる保姆が、その急務として忙せられてゐる働は何んであらうか、教育的効果を期待しないものであり得ようや。實際上に保健養護の方面が多きを占めるにしても、その意圖そのものに初めから教育が無かつたら、幼児の保姆といふことは出来ない。若しまた、保育所の保姆が教育者として多少でも稀薄なことを許されるとしたら、同じく大切な國家の幼児を、一部分は幼稚園保姆に託し、一部分は保育所保姆に託すことの、そんな態度が許され得ることであらうか。就學のその日から

は、決して國家が許さない差別を、就學前なるが故に平然たり得べきであらうか。それも、生活層の別を以て國民が別扱ひされて疑はないやうなことは、古い、しかも個人主義的な國に於てなら兎に角、我が國の幼児に對してはあり得ないことである。それも、幼稚園は國家が管理し、保育所は全然個人的自由施設でよいならば、特定の對象に、特定の感情の動きを以てする特志事業として、それはそれと許されるであらうかも知れない。しかもそれにしても、教育者ならざるところの保姆によつて、その貴重な幼児期を保育せられる幼児は眞に幸福であるとはいへない。況んや、今日の保育所は、國家が盛に其の設置を獎勵してゐる施設である。現にこの通りに多數に普及してゐる施設である。そこに任に當るものに、國民教育者としての自覺、教育者としての責任感なきことは、決して考へ得られない。斯くて、幼稚園の保姆も、保育所の保姆も、苟も保姆たるものは、何等の差なく教育者である。就學前國民教育者である。社會もよく之れを認めなければならぬ。保姆その人もよく之れを思はなければならぬ。而して、此の結論は當然次のやうになつて来る。すなはち、幼稚園の保姆と保育所の保姆と、保姆として別々の制度下に置かるべきものでないといふことである。今日では、それが全く別の資格のものゝやうに考へられたり、取扱はれたりしてゐる。保

育所令(こ)さいつたものゝない今日、それは漠然たる區別に止まつてゐるけれども、此の區別が制度化せられるやうのことがあつたも、この不合理は一層甚しいあらはれをさらう。國民初等普通教育の任に當ることを許されるものは皆國民學校訓導である。對象とする兒童の生活層の相違によつて、それを受けもつ訓導に區別を立てたりしてはない。就學前の幼兒の保育には、國民學校よりもいろいろの種別が起るでもあらう。従つて、その働きさまには相違もあらう。しかし、その人が就學前國民教育者としての保姆たることに於て一毫の差別はない。宛かも、家庭の經濟的、地區的、職業的相違によつて働きさまはいろいろであつても、母たることに於て、一毫の差別なきに同じである。その働き場の如何なきによつて、教育者としての保姆の資格を別にしてならないことは、十分に確認して置かなければならない。

#### 四、國民教育者としての保姆の養成

教育者としての保姆の認識と自覺とは、その實際的問題としては、資格認定の問題となり、それはまた、待遇の問題となり、養成の問題となる。これ等の實際を離れては、たゞ問題は論議と理想とに終る。ところで、これ等實際問題は、いづれも改訂の要を叫ばれてゐるが、こゝには、一切の基礎である養成の問題を取りあげる。教育者としての

保姆なき、言つて見たところで、養成の充實なくしては空論に過ぎぬからである。國民學校訓導の問題は、師範教育の問題と切りはなせないのと同じである。

ところで、現制度に於て、保姆の養成ほご不備なものはない。勿論、檢定制にはなつてゐる。しかし、國民學校訓導養成に師範教育あり、中等教員養成に高等師範教育あり、青年學校教員養成にその養成所あるに對して、保姆の爲に何がある。東京、奈良の兩女子高等師範學校に保姆養成科が設置せられてある。しかも、女子高等師範學校の本科内の一科ではなく、法令的には養成科を置くことを得ないふことに過ぎぬ。これ以外公立のものはない。勿論、女子師範學校の教育學科中に幼稚園の事項はあり、附屬幼稚園に於て實習することにはなつてゐるが、そして、卒業生には訓導たると共に保姆の資格が與へられることにはなつてゐるが、これも決して、保姆養成の機關として整へられてゐるものではない。私立の保姆養成所は幾つかある。それらに設立者の熱心な經營によつてゐる。しかも、これは、幼稚園令施行規則が保姆の資格を定めるに當つて、高等女學校卒業後、保姆養成専門の學校で一ヶ年以上の課程を了へた者であるに基いて設けられてゐるだけで、國家の養成制度として要求せられてゐるものではない。國家はそれを許可認定するのみで、師範學校の如く設置義務制を採つて

るものではない。實狀は全く此の通りなのである。それも制度としては存するが實際が振つてゐないといふのでなく、制度そのものとして此の通りなのである。尤も、理窟でいへば、幼稚園そのものゝ設置さへ義務制になつてゐないからいふ論も出よう。法制的にはそれと併行するものであらう。しかし、現に、幼稚園（及び保育所）の保姆の數斯くの如く、その活動斯くの如く、國民就學前の教育に當つてゐるこゝ斯くの如き實際に對して、その養成につき進んで積極的な企劃を講じ、これを制度的に強化し充實するは、國民の就學前に對する心須の忠實ではあるまいか。私立決して不可なのではない。しかし、特志家の設立を俟つてゐるのみは、餘りに熱意が足りない次第ではなからうか。

設置に關する制度上の問題の他に、その内容に就いても充實の必要がある。勿論右やうの次第であるから充實が出来なくなつてゐる譯ではない。一ヶ年の課程といふのも、最低標準を示したものであることは、法制の常識として明白である。何も一ヶ年に限るに定められてゐる譯ではない。しかし、最低限度とはいへ、保姆への養成が之れにて足るゝとしてゐるのであつて、その要求の低さに遺憾があるのである。國の要求が此の低さで示されてゐるために、現存の保姆養成機關は皆一ヶ年制であり、それ以上は理想主義位

に考へられてゐる。又、極く現實の問題として、一ヶ年で事足るゝとされ、それに基いて待遇もされてゐるものを、二ヶ年とし、それ以上とするこゝの困難は免れ難い。而して、國民就學前教育者としての、此の重任を擔ふて貰ふべき大切な保姆が、高等女學校卒業後、僅か一ヶ年で養成せられ得べきものか。人或はいふ。國民學校訓導が二ヶ年の師範第二部で養成せられてゐる。保姆はその半分位でよからうか。何んの根據を以て半減するか。斯くの如きは、教育者養成の實を知らない論である。

更に問題を、今日の保育所保姆に移して見る。その資格が定つてゐない位であるから、養成の規定なきないのは當然である。しかも保育が人口問題に重要視せられる今日に於て、保育所保姆への任務上の要求は、幅も廣くなつてゐる。幅が廣いだけで高さは低くてもいふ。深さは淺くてもいふといふことは、教育者としての保姆に許されないことである。してみれば、その養成には一層の長期を要する程であるに、その邊何んの制度もきめられてゐない。幼稚園保姆なきにも、最低限度の要求さへ示されてゐないのである。保育事業が、昔往々考へられてゐた如く、たゞ晝間幼児預り所であればよく、雜然騒然たる子さもお守り場であればよいならばいざ知らず、今日の就學前幼児問題といふ重要任務から見ても、斯くては寒心にたえずとも言ひた

位である。

そこで、さうしても、保育所保母養成の機關を制定しなければならぬが、それは幼稚園保母養成の機關を本質上、その點で別のものであらうか。精神にも内容にも、別でなければならぬ點がそこに存するだらうか。教育事業と社會事業といふことを、たゞ漫然と區別し、殊に古い通念で區別する淺見を離れて、何等の必然の區別もあり得ない。そんな通念があれば、寧ろそれを打ち碎いて、あらゆる幼兒保育施設にもつゝ社會性を入れ、もつゝ教育性を入れて、その互の超然と離隔を徹廢しなければならぬ丈けである。況んや、同じく國民教育者としての保母でありながら、或る者は或る社會層に、或る者は他の社會層に、初めから別個の制度下に養成せられるといふ如き不統制が、決して正常であり得ようや。勿論、その特に向はんとする對象に適する如き訓練の與へられる必要はある。しかしそれは養成の方法であつて、保母養成そのものゝ差別ではない。甚だ當らない例ではあるが、農村教育者、都市教育者、師範學校の教育方法は今日よりも、もつゝ徹底せられていゝといふ論があつても、師範教育そのものを二本三本にしようとするのではないのに等しい。

保母養成はもつゝ、向上充實せられなければならぬ。そして、國の制度としては一本でなければならぬ。同じ國

民教育者の養成が、二元的だの三元的だの、制度になつてはならぬ。それは保母はそれらの方面への職業人として養成するだけで、國民教育者として養成する態度でない。論述は大層長くなり、編輯部からの求めに離れたかも知れないが、教育者としての保母の考究は、——社會の認識も本人の自覺も——養成の考究を離れては、實問題ならぬ。言のこゝに及ぶ所以である。

薰風そよぐ五月。若葉青葉の五月。健康の月五月。さればこそ五月は、一日から八日までが、健民運動強調週間としていろ／＼の事が企てられてゐます。

大人も子供も共に野に山に……  
野に山に大いに歩ませう。大氣を吸ひませう。日光に浴ませう。  
(記者)